

令和6年度第1回都市経営会議 令和6年（2024年）4月22日（月）開催

1 専決処分した事件の承認を求めることについて

（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

専決処分した事件の承認を求めることについて

（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ わがまち特例の対象となり得る設備あるいは施設の整備予定はあるか。

⇒ 官民が一体的に実施して初めて適用されるものであり、現時点で対象となるものはない。快適性等向上整備の対象にするためには都市再生整備計画への位置づけが必要であり、過去には西谷や中心市街地、市立文化芸術センター、市役所前ひろばの整備を都市再生整備計画事業として実施した。

現在、阪急阪神不動産が宝塚南口駅前でタワーマンションの建設を進めており、にぎわい創出のため角地を公開空地として活用しようとしている。市もまた、都市計画道路事業として山手幹線（旧宝塚ホテル前）の整備を実施している。仮に、これを都市再生整備計画事業に位置付けていれば、公共側もしくは民間事業者側が制度の恩恵を受けたかもしれないが、市の道路事業への社会資本整備総合交付金の補助率が2分の1であるのに対して、都市再生整備計画事業の国費率は概ね40%であるため、どちらが得かを考えると中々適用は難しかったように思う。

- ・ 参酌割合のところで、再生可能エネルギー発電設備の方は、国が7分の6に対して市は14分の11を採用している。一方で、一体型滞在快適性等向上施設の方は、国と同じ2分の1を採用している。前者を14分の11にした理由はあるのか。

⇒ 本市は気候非常事態宣言やゼロカーボンシティを表明するなど再生可能エネルギーの導入を進めており、取組推進に向け事業者負担の軽い割合を採用した。

3 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 国の通知「災害応急作業等手当の運用について」を見ると、国においては災害発生現場において危険を伴う業務を実施した場合に手当を支給することとしている。通知には、避難所運営等の業務も手当の支給対象になるとあるが、実際に災害が発生していなくても、自主避難者受け入れのために避難所を開設した場合は対象となるのか。

⇒ 災害対策本部もしくは災害警戒本部が立ち上がった段階で自主避難所が開設された場合は支給対象となる。

- ・ この度の改正で支給対象の範囲がかなり広がることになる。国の通知に基づき他自治体も同様の対応をされるものと思うが、大規模災害が発生した場合、結構な支給額になると思われる。交付税措置等の考え方は国から示されているか。

⇒ 現時点では示されていない。

市内7か所の自主避難所を2日間開設した場合は126,000円程度、指定避難所を22か所、かつ2日間開設した場合は396,000円程度を想定しており、その金額に対して交付税措置があるかは見えていない。

- ・ 短期間なら少額であったとしても、大規模災害が発生し、長期に渡る対応が必要になった場合に人数も期間も結構な数量になるため、かなりの額が必要になると思われる。そのような場合に、国からの交付税措置がどうなるのか確認しておいてほしい。
- ・ 能登半島地震で派遣された職員に手当は支給されているのか。交付の日から施行すると記載があったため、遡及適用できるのかが気になった。

⇒ 支給しており、遡及して対応できるようにしていく。

- ・ 新旧対照表について、現行は「水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき」とあり、改正案では「水防本部」が外れている。市の水防計画上、本部機能は災害対策本部に一本化されているが、条例上は残っていた。今回、手当の改正にあわせ

て機能がなくなった水防本部を削除するという認識で良いか。

⇒ そのとおりである。

- ・ 都市安全部では、災害警戒本部等が設置されれば危険箇所のパトロールを行うが、そうした業務も支給対象となるのか。

⇒ パトロールや物資運搬は改正後の条例でも対象外となる。

- ・ どこから支給対象になるのか。

⇒ 具体的な作業を伴う業務に従事しなければ支給対象とならない。パトロールだけでは対象外であるが、パトロール中に現場で具体的な作業を行った場合は手当の支給対象となる。一つひとつ要綱で詰めていきたい。

- ・ 様々なケースが想定できるため、要綱から少しでも外れたら全て対象外とするのではなく、ある程度読み込める内容を記載しておく方が良いように思う。

7 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 水道の配水池が外れているように思うが、地区計画の区域は開発区域と同じか。

⇒ 開発区域について、資料の計画図中、赤く囲われた土地から南に点線で細長い道のような表現がされているが、その範囲を含めた土地が開発許可区域となっている。

工区分けをしており、まず赤枠の区域を一旦竣工させる。点線の部分は開発工事に必要な仮設道路になっており、開発が終わって建築工事をする際に道路を利用し、一定建築工事が進めば道路をなくす形で開発が完了する。赤枠部分はあくまで第一工区であり、配水池は入っていない。

- ・ 景観のルールを設けるのか確認したい。

⇒ 結論から言うと導入しない。地区計画で50センチのオープンスペースの確保を求めていることと、市全域で景観計画基準の適用があるため今回は導入を見送る。

- ・ 開発まちづくり会議でも状況は聞いているが、残されている課題と、今後の造成完了の時期や宅地の販売時期について共有いただきたい。

⇒ 開発に関しては、道路等の工事はほぼ終わっていると聞いているが、北側道路と接続する部分の計画が整理しきれていないため、現時点で事業完了の時期は明確に掴めていない。